

市町国保医療費分析事業 業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 目的及び業務内容

県内の医療費格差の是正と健康寿命の延伸に向け、市町の実態に即した健康課題を抽出し、市町が取り組むべき保健事業について助言等を行うため、国保データベース（KDB）システム等のデータを活用し、県の傾向や市町間の地域差分析等、広域的な観点に立った市町国民健康保険に係る医療費等の現状分析を行う。

2 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託上限額 12,418,472円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) すべての三重県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行うこと。

- (1) 提出期限 令和6年8月21日（水）17時
- (2) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部国民健康保険課国保財政運営班
- (3) 提出方法 上記（2）の提出場所に、下記（4）の必要提出書類を郵便、民間事業者による信書便または持参にて提出すること。
なお、持参以外による送付の場合、提出期限までに電話で到着を確認すること。
- (4) 必要提出書類
 - ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
 - イ 会社概要（別紙）
 - ウ 会社概要パンフレット 9部

6 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

- (1) 企画提案参加者の資格審査
提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書」等により、資格審査を行う。
- (2) 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対し9月2日（月）までに書面により通知する。

7 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書の提出者

企画提案書は、上記6（2）の資格審査の通知で、企画提案書の提出を認められた者のみ提出することができる。

(2) 提出期限、提出書類等

ア 提出期限 令和6年9月13日（金）17時

※ 期限に遅れた場合は受け付けない。

イ 提出場所 上記5（2）に同じ

ウ 提出方法 上記イの提出場所に、下記エの必要提出書類を郵便、または持参にて提出すること。

なお、持参以外による送付の場合、提出期限までに電話で到着を確認すること。

＜郵送にて提出する場合の注意事項＞

① 提出締切日時までに一般書留又は簡易書留により、以下「(指定する郵便局の宛名)」に記載の郵便局へ局留郵便で送付すること。

② 郵便局留め期間が10日を経過すると差出人に返送されるので、投函時期に注意すること。

(指定する郵便局の宛名)

- ・ 指定する郵便局の郵便番号：514-0006
- ・ 指定する郵便局の住所：津市広明町13（三重県庁1階）
- ・ 受取人：受取人「三重県庁医療保健部国民健康保険課国保財政運営班」
- ・ 案件名：市町国保医療費分析事業企画提案コンペ提案書在中

エ 提出書類

(ア) 企画提案書 紙資料10部（原本1部、写し9部）

- ・ 企画提案書のサイズはA4版（A3版による折込可）20ページ以内（表紙を含む）とする。
- ・ 実施方針、実施スケジュール、実施体制について記載すること。

(イ) 見積書 紙資料10部（原本1部、写し9部）

- ・ 必要とされる工程項目についてそれぞれ詳細に計上すること。
- ・ 見積書については、課税業者であるか免税業者であるか問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ・ 上記（ア）の企画提案書と別綴じとすること。

(ウ) 契約実績証明書（第2号様式） 紙資料10部（原本1部、写し9部）

- ・ 今回の委託金額と同規模程度又は同規模以上の過去3年間の契約実績について記載すること。該当がない場合は「該当なし」として提出すること。

8 企画提案書の選考及び契約候補企画提案の選定

(1) この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料については、「市町国保医療費分析事業 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、その内容を審査し、見積価格を勘案のうえ総合的に評価して最優秀提案を選定する。

(2) 選定委員会の審査において、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。詳細については、上記6（2）の資格審査の結果通知の際に示すこととする。

ア 日時 令和6年9月24日（火）

イ 方法 オンライン（zoom）

ウ 形態 提出済みの企画提案資料（紙）及び画面共有機能による投影で行う。

エ 時間配分等 1事業者につきプレゼンテーション15分以内と質疑15分以内を

合わせて 30 分以内

(3) 評価項目

ア 目的適合性

・事業の趣旨を理解し、仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

イ 管理技術力

- ・業務の遂行に必要な人員体制となっており、作業工程、スケジュールの設定は適切か。
- ・業務の進捗状況を適切に管理し、県の求めに応じて状況を報告することができる体制となっているか。
- ・本業務で入手した情報の適切な管理・取扱体制が整備されているか。

ウ 専門技術力

- ・複数のデータを効果的に活用し、広域的・専門的な分析に適したデータベースシステムを構築する内容となっているか。
- ・医療費・疾病の状況、被保険者の受診・服薬状況等を高い精度で分析し、市町間で比較検証できる内容となっているか。
- ・データ分析に基づいた課題の抽出方法について、明瞭かつ説得力があるか。
- ・医療費分析に関する業務の契約実績があるか。

エ 提案力

・分析結果の活用について、県及び市町の取組状況をふまえた効果的な提案となっているか。

オ 経済合理性

・経費の節減に配慮した見積額となっているか。

(4) 選定委員会において必要があると判断された場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(5) 選定の結果については、令和 6 年 9 月 25 日（水）までに各企画提案提出者に対し文書により通知する。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和 6 年 8 月 13 日（火）12 時まで

(2) 質問の提出

質問は、文書（任意様式、ただし規格は A 4 版）にて行うものとし、電子メールにて提出（宛先：kokuho@pref.mie.lg.jp）するものとする。また、質問文書には、事業者名、回答を受ける担当窓口の所属、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続き等の事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案資料の提出状況や積算に関する内容等には答えられないものとする。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 6 年 8 月 15 日（木）までに、三重県のホームページに掲載する。

10 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないことの証明）」（所管税務署が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの）（写し可）
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの）（写し可）

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県医療保健部国民健康保険課において提示する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下、これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (4) 契約は、三重県医療保健部国民健康保険課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

- (1) 企画提案資料の作成に必要な費用については、提案者の負担とし、提出のあった企画提案資料等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案資料等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律（令和5年4月1日施行）第176条、第180条及び第184条に罰則があるので留意すること。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
- オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
- カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
- キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

18 事務担当部局（連絡先）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部国民健康保険課国保財政運営班 担当 井戸、坪井

TEL : 059-224-2793 FAX : 059-224-2340 E-mail : kokuho@pref.mie.lg.jp